



平成 28 年 9 月 16 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ ー ブ ッ ク
イ ニ シ ア テ ィ ブ ジ ャ パ ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 出 斉
(コード番号:3658 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 執 行 役 員 コ ー ポ レ ー ト 本 部 長 辻 靖
(TEL. 03-3518-9544)

決算期(事業年度の末日)の変更等に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 9 月 16 日開催の取締役会において、平成 28 年 10 月 24 日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の内容および理由

① 変更案 1 (決算期の変更)

当社の事業年度は、「毎年 2 月 1 日から(翌年) 1 月 31 日まで」としてありますが、親会社である、ヤフー株式会社と事業年度を一致させることにより、連結決算業務及び業績開示等をより適切に行えるようにするため、これを「毎年 4 月 1 日から(翌年) 3 月 31 日まで」に変更いたしたく、現行定款第 11 条、第 46 条、第 47 条及び第 48 条に所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴い第 17 期事業年度は平成 28 年 2 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 14 ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として、新たに附則を設けることといたします。

② 変更案 2 (所要の変更)

適切な人材の確保を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、現行定款第 28 条及び第 39 条に所要の変更を行うものであります。

なお、この定款変更は、本臨時株主総会において承認可決されることを条件として効力を生じるものといたします。

2. 決算期変更の内容

現 在 毎年 1 月 31 日

変 更 後 毎年 3 月 31 日

(注)決算期変更の経過期間となる、第 17 期事業年度は、平成 28 年 2 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 14 ヶ月決算となる予定であります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 10 月 24 日(月曜日)予定

定款変更の効力発生日 平成 28 年 10 月 24 日(月曜日)予定

4. 定款の一部変更

変更の内容は次のとおりであります。下線部分に変更箇所を示しております。

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年<u>1月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (省略)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第46条 当社の事業年度は、毎年<u>2月1日</u>から(翌年)<u>1月31日</u>までとする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第46条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から(翌年)<u>3月31日</u>までとする。</p>
<p>(期末配当金)</p> <p>第47条 当社は、株主総会の決議によって毎年<u>1月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行なう。</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第47条 当社は、株主総会の決議によって毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行なう。</p>
<p>(中間配当金)</p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>7月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条 <u>第21条(取締役の任期)第1項の規定にかかわらず、平成27年4月の定時株主総会で選任された取締役の任期は、平成29年3月31日に終了する第17期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第2条 <u>第43条(任期)第1項の規定にかかわらず、平成28年4月の定時株主総会で再任された会計監査人の任期は、平成29年3月31日に終了する第17期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>第3条</u> <u>第46条(事業年度)の規定にかかわらず、第17期事業年度は平成28年2月1日から平成29年3月31日までの14ヶ月とする。</u>
(新設)	<u>第4条</u> <u>第48条(中間配当金)の規定の変更は、平成28年11月1日からその効力を生じる。</u>
(新設)	<u>第5条</u> <u>本附則の第1条及び第2条は第17期事業年度に関する定時株主総会終結時をもって、また第3条、第4条及び本条の規定は、第17期事業年度終了後をもってそれぞれこれを削除する。</u>

5. 今後の見通し

第17期(平成28年2月1日から平成29年3月31日)の業績見通しにつきましては、詳細が確定次第お知らせいたします。

以上